

内容量の表示方法の見直しについて

内容量の別途記載について、加工食品品質表示基準において以下のように対応。

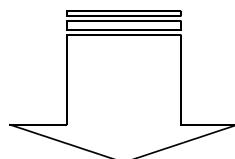
- 加工食品品質表示基準改正案第4条第2項に、以下の条文を追加する。

内容量を他の義務表示事項と一緒に括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一緒に括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

- 内容量の別途記載（イメージ）

名 称	○○加工品
原材料名	○○、△△、…
内容量	この面の右下に記載
賞味期限	2005.11.29
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
製造者	株式会社○○ ○○県○○市…

一括表示部分に記載箇所を具体的に表示する場合には…



内容量を別途記載することが可能。

内容量：100 g